



大竹社労士事務所通信

平成 27 年 1 月 (Vol. 106)

ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

e-mail：buri@ares.eonet.ne.jp

URL：http://www.e-jinji.jp/ (人事労務コンサルティング室)

「タレントマネジメント」導入による 中小企業の人材不足解消

中小企業の人手不足は深刻

大阪商工会議所が中小企業を対象に実施し、今年 7 月に公表した調査結果によると、従業員が「現在、不足している」企業は 30.0%、「今後不足する懸念がある」企業は 33.3%となっています。さらに、このうち 9 割以上の企業が業務への影響が「生じている」「今後生じる懸念がある」と答えています。

12 月 8 日に東京商工リサーチが発表したデータでも、2014 年 1～11 月の「人手不足」関連倒産が累計 276 件に上っています。大半は「後継者難」型（248 件）ですが、「求人難」型も 18 件、「従業員の退職」型も 10 件となっています。

人件費高騰による負担増から資金繰りが悪化して倒産するケースも増加傾向にあり、「人件費高騰」関連倒産は 11 月までで 25 件と、前年の 3 倍以上となっています。

「タレントマネジメント」とは？

「タレントマネジメント」は、各部門・各部署で必要とされる能力と、各従業員の能力や経歴、評価といったデータベースを作り、マッチングを行って配置や異動に活用することで、全体の生産性を上げたり人材の定着を図ったりするものです。

グローバル企業を中心に広まってきた考え方ですが、中小企業においても、採用や育成、配置に活かすことでミスマッチを回避し、人手不足問題の解決に効果を発揮することが期待され始めています。

職場環境改善に取り組むと助成金がもらえることも

企業規模にかかわらず、企業が望む人材を確保することが困難な状況が続いています。やみくもに求人広告を出しても、良い人材を採用できる可能性は高くはないでしょう。

まずは「自社の求める人材像」をはっきりさせ、その人にどういう仕事をやってもらいたいのか、そのために自社はどのような条件を用意できるのかを明らかにしましょう。

雇入れや職場環境の改善には少なくない出費が伴いますが、雇い入れる人材によっては、人件費の一部を厚生労働省関係の助成金を活用して賄うこともできますし、就業環境を良くして魅力的な会社とするための費用についても、公的助成金を活用できる可能性があります。

「実質賃金」も「年金」もともに目減り！

実質賃金は 4 カ月連続で減少

10 月の「毎月勤労統計調査（速報）」によると、パートを含む労働者 1 人が受け取った現金給与総額（基本給や残業代、賞与などの合計）は、前年同月より 0.5% 多い平均 26 万 7,935 円で、8 カ月連続で改善しましたが、賃金から物価の伸びを差し引いた実質賃金指数は 2.8% 減り、昨年 7 月以来、1 年 4 カ月続けて減少しました。

今年 4 月の消費税率 8% への引上げや円安による輸入物価の上昇もあり、賃金の伸びが物価上昇のペースに追いついていないようです。実質賃金指数は 7 月には夏の賞与が増えて減少幅が 1% 台に縮みましたが、8 月以降は 3% 前後のマイナスで推移しています。

景気後退がパート労働者の賃金にも影響

現金給与総額の増加幅も 8 月以降は減り続けています。10 月の内訳では、正社員など一般労働者は 0.6% 増えましたが、パートは 0.3% 減。パートの労働時間が減ったことが要因とみられています。

厚労省は、消費増税後の需要減で企業が生産を控えているうえ、人手不足を背景に人材を確保しやすい短時間勤務での採用を増やしているためとみています。

マクロ経済スライド実施で年金も目減り

一方、公的年金の支給額の伸びを物価上昇よりも低く抑える「マクロ経済スライド」が、来年度に初めて実施されることが確実な情勢となりました。

2014年の通年での物価上昇が決定的となったため、これにより年金の支給水準も来年度、物価に比べて実質的に目減りすることになります。

マクロ経済スライドは、少子高齢化で厳しくなる年金財政を維持するため2004年に導入されました。来年度の抑制額は1.1%ほどが見込まれており、国民年金を満額（月6万4,400円）もらっている人は、物価上昇に対応した本来の増額分から月700円ほど目減りすることになります。

今回が初めての発動

マクロ経済スライドは、本来、条件が揃えば自動的に発動されることが法律で決まっていますが、物価下落時には発動されないルールがありました。

制度導入後は長くデフレが続いたことなどから、まだ一度も発動されておらず、今回は経済状況が変わったため初めての発動となります。ただ物価の伸びが大きいと、名目の年金額自体は増える見込みです。

正式な年金額は、来年1月末にわかる2014年の年間物価上昇率を反映させ、厚労省が公表します。

「メンタルヘルス」に関する最新調査

上場企業2,424社が回答

公益財団法人日本生産性本部の「メンタル・ヘルス研究所」が、「メンタルヘルスの取り組み」に関する企業アンケート調査の結果を取りまとめました（上場企業2,424社が回答。2014年6月～8月実施）。同調査は2002年から隔年で実施しており、今回が7回目となります。

「心の病」の増減傾向と年齢層

最近3年間の「心の病」が「増加傾向」と回答した企業は29.2%（前回調査比8.4%減）、「横ばい」と回答した企業は58.0%（同6.6%増）でした。

過去8年間の結果と比べると「増加傾向」の割合は減少してきているものの、「減少傾向」にまで至っている企業は10%に満たず、高止まりとなっています。

また、「心の病」にかかる年齢層では、一番多い30

代が38.8%（同3.9%増）、40代が32.4%（同3.8%減）となっており、両世代にまたがる課題となっています。

さらに、10～20代の割合は18.4%（同0.4%減）ですが、対象人数が少ないことを考慮すると高率であり、「心の病」を課題とする世代は広がっている傾向にあります。

組織風土と「心の病」の関係

「心の病」が「増加傾向」の組織では、「個人で仕事をする機会が増えた」について、肯定率が52.1%となったほか、「職場での助け合いが少なくなった」については同49.3%、「職場でのコミュニケーションが減った」については同58.9%となりました。

「改正労働安全衛生法」への対応

労働安全衛生法の改正により、従業員のストレスチェックが義務化されます（2015年12月）。今後も、法改正に対応出来るよう十分に検討した上で、メンタルヘルス対策を講じていかなければなりません。

「社内SNS」の広まりと中小企業における活用

メールに代わるコミュニケーションツール

現在、各方面でFacebookをはじめとしたSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用が進んでいますが、企業のコミュニケーションツールにも影響を与えています。

これまで社内におけるオンライン上のコミュニケーションツールとしてはメールが中心でしたが、新たにSNSの仕組みを社内向けに応用したサービスである「社内SNS」が、社内の報・連・相の手段として導入され始めています。

どのようなものがある？

株式会社シード・プランニングが運営する、デジタル領域専門の市場・サービス評価機関、デジタルインファクトによる調査結果によると、2014年の社内SNSサービスの市場規模は26億円（対前年比129%）と推測されています。

この調査では、社内SNSサービスを、全社的な利用、他の業務用ソフトとの連動を想定した「業務推進に利用されるポータル型」と、社内の部署単位などでのコミュニケーション促進や情報共有を目的にした、少人

数からの利用が可能な「コミュニケーション促進型」に分けています。

中小企業での活用にも可能性

「コミュニケーション促進型」の社内 SNS サービスを中心に、基本利用料が無料であったり申込みがネット上でできたりするなど、気軽に利用できることから、トライアルで利用するユーザーも多いようです。

サービスによっては比較的安価で導入することができるため、中小企業でも徐々に活用が進んでおり、社内 SNS に馴染みがない企業にとっても導入の敷居は高くはないようです。

導入失敗例もあるが...

「社内で利用者がまったく増えない」「単なる雑談チャットとして利用されている」等、導入失敗例も多いようですが、上手く活用できれば、コミュニケーションの円滑化や業務効率化、情報の地域格差の解消等に一役買うことが示されており、今後、中小企業での利用拡大も期待されています。

1月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

13日

源泉徴収税額 ()・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

ただし、6ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、26年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出 < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 >
[労働基準監督署]

20日

特例による源泉徴収税額の納付

< 前年7月～12月分 > [郵便局または銀行]

2月2日

法定調書 < 源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表 > の提出 [税務署]

給与支払報告書の提出 < 1月1日現在のもの >
[市区町村]

固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]

個人の道府県民税・市町村民税の納付

< 第4期分 > [郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出 < 休業4日未満、10月～12月分 > [労働基準監督署]

健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

[年金事務所]

労働保険料納付 < 延納第3期分 >

[郵便局または銀行]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 >

[公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

給与と所得者の扶養控除等 (移動) 申告書の提出

[給与の支払者 (所轄税務署)]

本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

編集後記

皆様 新年明けましておめでとうございます。

2015年のお正月は、寒波の影響で大阪でも珍しくうっすら雪が積もりました。子ども達は大喜びでしたが、帰省先などで大変な思いをされた方も多かったのではないのでしょうか。ひつじ(未)のように穏やかな幕開け...とはいきませんでした。今年も皆様にとって良い年になりますよう心よりお祈り申し上げます。

今月も最後までお読みいただき有り難うございました。(R.O)